融資の申込みに必要な県税の証明書について

**埼玉県**た

埼玉県マスコット

「コバトン」

埼玉県埼玉県幸甘兼さた

○金融機関の皆様へ

　「金融機関記入」欄に、必要な証明書の種類、年度(所得年)、枚数を御記入いただき、事業者様に

　お渡しください。

○事業者の皆様へ

　　　証明書の交付を請求する際には、この紙を「納税証明書交付請求書」に添えて県税事務所に御提出ください。

　　　（郵送で請求する場合は、この紙を「納税証明書交付請求書」に添えてお送りください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　証明書等の種類 | 証明内容 | **金融機関記入欄**・必要なものに○を付けてください。・税額等の証明の場合は事業年度(個人事業税の場合は所得年)を指定してください。　　　 | 通数 |
| **納　税　証　明　書** | **１　滞納額がないこと****の証明**現在において、滞納額がないことを証明するものです。（税額等の表示はありません。）交付手数料は１通400円です。 | **県税（個人県民税を除く）に滞納額がないこと。** |  |  |
| **法人県民税及び法人事業税に滞納額がないこと。** |  |  |
| **個人事業税に滞納額がないこと。** |  |  |
| **２　税額等の証明**指定された税目、期間について、納付すべき税額、納付済額、未納額等の証明書です。交付手数料は１税目、１事業年度(所得年)、１通につき400円です。証明できるのは、証明書の交付請求日から３年前の年度に法定納期限が属するものまでです。（未納の県税を除きます。）※　詳しくは県税事務所にお問い合わせください。 | **法人県民税** | 事業年度を指定してください。平成･令和　 年　　月　　日　～平成･令和　 年　　月　　日 |  |
| **法人事業税**（特別法人事業税又は地方法人特別税を含む） | 事業年度を指定してください。平成･令和 　年　　月　　日　～平成･令和 　 年　　月　 日 |  |
| **個人事業税**※　課税がない場合は、課税がない旨の証明になります。※　事業所が県内にある方が課税対象です。県外居住者で県内に事業所がある方は、交付に当たり確定申告書の写しが必要になる場合があります。 | 証明が必要な所得年を指定してください。（前年所得分の納税証明書が発行可能となるのは、原則８月以降です。）所得年 平成･令和　 　　　 　　年 |  |
| **県税に関する証明書** | **県税に関する証明**県税事務所に提出された届出等に関する証明書です。（埼玉県への届出等が提出されていることが必要です。）交付手数料は１通400円です。　証明できるのは、証明書交付請求日から３年前の年度までに受理した届出等でです。※　詳しくは県税事務所にお問い合わせください。 | 1. **法人の設立等報告に関する証明**
2. (名称・設立又は設置年月日・資本金・決算期・事務所又は事業所の所在地)

※　埼玉県内に法人事業所を設立・設置し てから確定申告時期を迎えていない場合  | 　 |  |
| 1. **個人の事業税に係る事業開始等の報告に関する証明**
2. (事業の種類・名称・事業開始年月日・事務所又は事業所の所在地)
3. ※　個人事業主で、事業開始から翌年度
4. 個人事業税の課税時期(通常８月)前ま
5. での場合
 |  |  |

※記載以外の税目（不動産取得税、自動車税（種別割）等）の証明書については、県税事務所にお問い合わせください。納税証明書の請求方法

**〇郵送による請求**　次のものを県税事務所に郵送してください。

**1　納税証明書交付請求書（県税に関する証明書の場合は「県税に関する証明書交付請求書」）**

　　 埼玉県税務課のホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。

　**2　代理人による請求の場合は**[**委任状**](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/documents/r1_ininjyou.docx)

　　 １の交付請求書の下部の委任状に御記入いただくか又は任意様式の委任状を提出してください。

**3　手数料**

手数料に相当する次のいずれかを同封してください。金額が不明な場合は、あらかじめ県税事務所にお問い合わ

　　せいただき、おつりのないようにしてください。

・定額小為替（ゆうちょ銀行又は郵便局で購入できます。）※氏名等を記入しないでください。

・埼玉県収入証紙（「収入印紙」とは異なります。お間違えのないよう御注意ください。）

**4　最近税金を納付した場合は領収証書原本(コピー不可）**

　　　税金を納めてから３日（から最大4週間）ほどの間は、納税の確認ができない場合がありますので、領収証書原本（コピー不可)を提出してください。領収証書は、納税証明書とともにお返しします。

**5　返信用封筒（宛先を記入し、郵便切手を貼ったもの）**

　　 封筒の宛先は、原則として本人の住所又は法人の本店所在地に転送不要郵便にてお送りします。それ以外へ送付を希望される場合は、県税事務所に御相談ください。

**〇窓口での請求**　次のものを県税事務所の窓口に御提出ください。

**1　納税証明書交付請求書（県税に関する証明書の場合は「県税に関する証明書交付請求書」）**

各県税事務所窓口に御用意しています。

**2　代理人による請求の場合は**[**委任状**](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/documents/r1_ininjyou.docx)

　 御家族、従業員の方も代理人となります。あらかじめ納税証明書交付請求書を埼玉県税務課のホームページから

　ダウンロードして委任者の方に委任状欄への御記入を済ませていただくか、別途委任状を御用意ください。

**3　手数料**

**4　最近税金を納付した場合は領収証書原本(コピー不可）**

税金を納めてからから３日（から最大4週間）ほどの間は、納税の確認ができない場合がありますので、領収証

　　書原本(コピー不可)を提出してください。領収証書は、納税証明書とともにお返しします。

**5　本人確認書類(身分証明書）**

　 　公的機関が発行した身分証明書等により、請求者の方（代理人による請求の場合は代理人）の本人確認をさせていただきますので御持参をお願いします。本人確認書類は、１点で足りるものと２点必要なものとがあります。詳しくは、埼玉県税務課のホームページを御確認ください。

◎納税証明書交付請求書の記載方法は、埼玉県税務課のホームページに掲載しています。

**検索**

**資金借入申請に使用する納税証明書　埼玉県**

納税証明書の交付請求先（県内どこの県税事務所でも請求可能です。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| さいたま県税事務所 | 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 | **℡　048-822-5131** |
| 川口県税事務所 | 〒332-0035　川口市西青木2-13-1 | **℡　048-252-3571** |
| 上尾県税事務所 | 〒362-8527　上尾市大字南239-1 | **℡　048-772-7105** |
| 朝霞県税事務所 | 〒351-0025　朝霞市三原1-3-1 | **℡　048-463-1671** |
| 川越県税事務所 | 〒350-1124　川越市新宿町1-17-17ウェスタ川越公共施設棟3階 | **℡　049-242-1801** |
| 所沢県税事務所 | 〒359-8585　所沢市並木1-8-1 | **℡　04-2995-2112** |
| 飯能県税事務所 | 〒357-8502　飯能市双柳353 | **℡　042-973-5612** |
| 東松山県税事務所 | 〒355-0024　東松山市六軒町5-1 | **℡　0493-23-8946** |
| 秩父県税事務所 | 〒368-0042　秩父市東町29-20 | **℡　0494-23-2120** |
| 本庄県税事務所 | 〒367-0026　本庄市朝日町1-4-6 | **℡　0495-22-6153** |
| 熊谷県税事務所 | 〒360-8501　熊谷市末広3-9-1 | **℡　048-523-2805** |
| 行田県税事務所 | 〒361-8503　行田市本丸2-20 | **℡　048-556-5067** |
| 春日部県税事務所 | 〒344-8555　春日部市大沼1-76 | **℡　048-737-2110** |
| 越谷県税事務所 | 〒343-8503　越谷市越ヶ谷4-2-82 | **℡　048-962-2191** |